

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： アフリカ地域ITS（高度道路交通システム）に係る情報収集・確認調査

案件番号： 19a00428

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年8月28日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2019年8月28日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域 ITS（高度道路交通システム）に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年11月～2020年6月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課、佐藤、Sato.Kazuaki@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度年度全省庁統一資格を有すること。

##### 【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年9月11日（水）正午まで

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり（[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp) 宛）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年9月20日（金）正午まで

- (2) 提出方法：郵送又は持参  
 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
 見積書 正1部 写 1部  
 注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。
- (5) プロポーザルの無効  
 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点  
 プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。
- (2) 評価方法
- 1) 技術評価  
 「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2019年10月10日(木) 14時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2019年10月16日(火)までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
  - 2) 競争参加者の技術評価結果  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
    - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
    - ②業務の実施方針等
    - ③業務従事予定者の経験・能力
    - ④若手育成加点（該当する場合）
  - 3) 競争参加者の価格評価結果  
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。
- (2) 契約交渉権者との契約交渉
- 評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。
- 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）  
契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。
    - 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
    - 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
    - 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。  
なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。
  - 2) 契約業務履行上のリスク項目  
コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。  
契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。  
「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。
  - 3) 見積金額内訳にかかる資料  
見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。  
機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 契約交渉の終了
- 契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな

いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

#### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

### 10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

#### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

##### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

##### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

#### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

### 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会



運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2. その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案され

た計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. 調査の背景

慢性的な交通渋滞解消への取り組みの一つとして、高度道路交通システム（以下、「ITS」という。）が活用されているが、導入状況は各国様々である。関連技術の発展にともないITS技術は多種多様となり、現地の交通状況、交通管理・管制状況、ITC関連技術状況等、コンテキストに適合する技術の分析及び導入が必要である。またITS技術の導入基盤となる通信設備の整備状況の変化も著しい。特に以下の国・都市では交通渋滞が深刻でありITS導入へのニーズが高いと考えられ、ITS技術の活用可能性について情報収集が求められている。

●ガーナ：

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」という。）のアクラ市は人口約230万人（2019年）を有する同国首都である。同市では経済成長に伴い、都市化が進み、慢性的な交通渋滞が発生しており、円滑な経済活動の妨げとなっている。ガーナ政府は交差点の改良や公共交通システム（BRTシステム）の試行等の対策を行っているが、十分な成果を上げているとは言い難い。よって市内の交通流をより効率的に管理、制御するため、信号機を主としたITSシステムの導入検討が必要である。

●ケニア：

ケニア共和国（以下、「ケニア」という。）のモンバサ市は、東アフリカ地域の玄関口として当該地域最大の国際貿易港を有する重要な都市であるが、道路交通インフラ開発が遅れており、急激な人口増加（2009年約94万人→2015年約115万人）に伴う車両数の増加による交通渋滞に対応できていない。このような状況に鑑み、JICAは同市内の交通渋滞解消のため、ITS導入の可能性を検討する「Mombasa Island Intelligent Transport System and Mombasa CBD Non-Motorized Transport Survey」（2019年6月）（以下、「モンバサITS・NMT調査」という。）を実施した。同調査では、モン

バサ市内のCBDエリアを中心に、交通関連事業の情報収集や交通需要予測調査等を行い、現状分析を行ったものの、具体的なITSシステムの提案や同システムの運用・維持管理体制の検討までは行っておらず、本調査にて更なる具体的な検討を行うもの。

#### ●タンザニア：

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」という。）のダルエスサラーム市は、人口約430万人（2012年）を有する商業上の中心都市である。同市では継続的な人口増加に伴う車両増により慢性的な交通渋滞が生じており、ダルエスサラーム港を起点とした国際物流ルート上のボトルネックとなっている。このため、市内の交通流をより効率的に管理、制御するため、信号機を主としたITSが導入されているが、交通渋滞の解消には至っておらず、依然大きな課題である。

また、ドドマ市は、人口約40万人（2012年）を有する同国の法令上の首都である。2015年までは政府機関の多くはダルエスサラーム市内に本庁舎を構えていたが、2015年に就任した現大統領は、2020年までの政府機関のドドマ市への完全移転を宣言し、大統領以外の中央省庁は移転が完了している。これにより同市の人口は今後急増が予想され、それに伴い同市内の交通量も急速に増加しているが、各種インフラ計画・整備が追いついておらず、信号機の系統制御をはじめとした、渋滞解消を目的とするITSの導入はなされていない。首都機能完全移転を控え、急増する交通量及び人口を踏まえれば、交通流管理のみならず、交通安全の観点からもITS導入は必要である。

## 2. 調査の概要

ガーナ（アクラ市）、ケニア（モンバサ市）、タンザニア（ダルエスサラーム市及びドドマ市）（以下、「対象地域」という。）において、ITS技術の活用可能性について情報収集を行い、我が国の将来的な協力可能性について検討する。

## 3. 調査の目的

調査対象国・都市におけるITSに係る導入・活用状況の確認を行うとともに対象国において導入されるべきITS技術について提案を行い、我が国の協力（有償及び無償資金協力、技術協力）の可能性について検討する。

## 4. 業務の範囲

「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、JICA及び対象地域関係諸機関と十分な意見交換を行いながら、「6. 業務の内容」に示す業務を実施するとともに、「7. 成果品等」に示す報告書を作成・提出するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### （1）現地調査の実施方法

本調査においては、各国2回の現地調査実施を想定する。第一回現地調査においては、下記第6（2）～（7）に係る情報収集を行う。第二回現地調査においては、第6（9）を実施する。なお、JICAから調査団員を派遣の上、第二回現地調査のドラフト・ファイナル・レポートの先方説明・協議に同席することを想定している。

## （２）本邦技術の確認

本調査の結果は今後のJICAの資金協力ないし技術協力案件の検討に活用することを想定する。従って本邦技術の活用可能性について考慮をする必要がある。特に情報通信やAIに関連する技術は現在本邦企業においても技術開発の途上であり、本邦企業の最新の開発動向を踏まえた上で、調査を行う事とする。なお、下記第6（１）及び（１０）に定める通り、本邦企業ヒアリングについては基本的に第一回現地調査前及び第二回現地調査後に実施するが、調査期間内のその他タイミングで実施することも妨げない。

## 6. 業務の内容

### （１）インセプション・レポートの作成と協議

既存の関連資料・情報・データを整理し、調査実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討し、インセプション・レポート（案）を作成する。インセプション・レポート（案）をJICA関係者に説明し、コメントを反映した上で、最終版をJICAに提出する。

なお、既存の関連資料・情報・データの整理に当たっては、①我が国及び各国におけるITS整備・運用・維持管理状況、②JICAによるITSに関連した各種協力事業の状況（既存調査、各種研修事業、技プロ・無償・有償による事業の状況と現状等）、③我が国及び各国におけるITS関連技術の研究開発状況（5G、V2X、AI、各種技術標準化の動向等を含む）、④我が国をはじめとする各国のITS関連企業の動向や本邦関連企業の海外での事業参入意欲等を含むものとする。更に、インセプション・レポート（案）の作成に当たっては、先方協議対象機関のITS関連事業や技術への理解度に応じ、分かり易く取りまとめること。

また新ITS技術関連の本邦技術の開発動向を踏まえ、（５）のITSメニューを検討する必要があることから、インセプション・レポート提出前に最新の本邦関連技術開発状況を企業ヒアリングの上整理し、必要に応じて第一回現地調査の中で関係機関に説明できるようにすること。

### （２）関係機関への説明

現地業務着手にあたって、インセプション・レポートに基づき、調査対象国政府関係機関に本調査の概要・方針を説明すると共に、関連データ・資料を入手する。特に現地調査については、調査位置や調査日程等を説明のうえ、その妥当性を双方で確認する。なお関係機関との打合せ実施後は、速やかにJICAへ内容の報告を行うと共に、課題や解決案について整理する。

### （３）先方政府・他ドナーによるITS整備計画に関する情報収集・分析

対象地域において策定済みの都市開発マスタープランやその他上位計画・セクター計画・実施機関の計画の確認等を通じて、先方政府・他ドナー（世銀、AfDB、EU等）によるITS整備計画に関する情報収集・分析を行う。最低限、以下の項目については国内作業及び現地作業を通じて対象地域のデータを収集の上分析する。

#### ・既存都市計画・交通計画のレビュー：

対象地域における上位計画（都市開発計画、道路交通計画を含む）を精査の上、ITS整備方針及び位置付けにつき整理する。また、ダルエスサラーム市については

JICA支援の下2018年7月に策定されたダルエスサラーム都市交通MPにて提案された交通計画及びITS整備計画のレビューを行う。

- ・道路整備・交通・交通規制状況の確認：  
調査対象地域の道路整備の現状及び主要交差点等における渋滞の発生、交通管制や交通規制の実施状況について確認する。
- ・交通量に関する情報収集：  
交通量の現状及び推移を確認する。また、社会経済状況（将来人口、国内総生産等）、自動車保有台数等情報を収集し、既存データ・調査等から将来交通量を把握する。
- ・交通関連事業の実施状況の確認：  
先方政府・他ドナーが対象地域にて計画・実施している道路整備事業、公共交通整備事業などを整理しその進捗・実績を確認する。
- ・ITS関連設備とその運用・維持管理の現状および既存計画の確認：  
導入済みのITS関連設備とその運用・維持管理状況（各種事業者や人的資源の状況を含む）について確認を行う。特に、以下の項目を中心に情報収集を行うとともに他ドナーや企業からのアプローチがあればその状況についても可能な範囲で把握する。
  - 信号機の設置・管理状況（設置個所とその稼働状況、管理者、メーカー、制御方式（単独・系統・集中制御等の別、固定周期・パターン制御・感応制御等の別）、センサーの有無と方式、維持管理の外部委託の有無（含むメーカーのサポート）、拡張計画）
  - 各種通信インフラ（公共・公用・専用ネットワーク、有線（銅線/光ファイバー）・無線（4G/3G/その他）の状況（敷設状況、通信容量・速度、通信安定度、管理者等）
  - 交通監視システム（各種センサー及びCCTV、有人システムも含む）の状況（設置個所とその稼働状況、管理者、メーカー、システムの機能、交通管理・違反取締りへの活用状況、維持管理の外部委託の有無、拡張計画）
  - 交通情報提供システムの状況（運営・管理者、提供情報の内容・提供方法、ソースデータの収集方法）
  - 公共交通運行管理システムの状況（適用交通機関、システムの概要（位置情報把握・車内監視・料金收受等のシステム等の有無と概要、情報の伝送方式、その他概要）、管理者、メーカー、維持管理の方式、拡張計画）
  - 携帯電話位置情報の交通管理への活用状況
  - その他、既存ITS整備計画及びICT事業の実施状況と各種整備計画（交通監視を主目的としないCCTVシステム等の類似施設、車両の軸重自動計測システム、道路の冠水等の異常事象把握システムについても可能な限り情報収集する）
- ・ITS関連技術の動向把握及び課題分析：  
ITS関連の技術的動向、対象地域におけるITS導入の現況、関連事業の実施状況および標準化の状況等について整理する。
- ・交通課題の分析とそのソリューションとしてのITS検討：  
調査対象となる都市が抱える交通・行政サービス等に係る課題を交通施策面、ITS・ICT技術面、組織面等の観点から整理し、ITSによりこれらの課題がどのように解決され得るか、検討する。
- ・ITSに関する行政・法制度の整理：

道路交通の管理・取締りに係る関係行政機関の権限、交通情報の伝送に係る通信の許認可、携帯電話位置情報等の公的利用・プライバシー保護に関するルール等。  
・ケニアについては上述の「モンバサITS・NMT調査」を踏まえ、同調査にて検討されていない調査項目があれば、調査を実施する。また、現状を踏まえ、上記調査項目のアップデートを行う。

#### (4) 事業の実施体制の確認

対象地域におけるITS整備及び維持管理を所管する関係機関の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準、維持管理体制等を調査し、日本が協力を行う際の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。対象は以下に示す機関を含むものとするが、関連すると判断される組織についても適宜情報収集を行う。なお、アポイントメントの調整が難しい場合には適宜JICA事務所に相談する。

タンザニア：DART (Dar Rapid Transit Agency)、LATRA/SUMATRA (Surface and Marine Transport Regulatory Authority)、TANROADS (Tanzania National Roads Agency)、TAURA(Tanzania Rural and Urban Road Agency)、地方政府、MoWTC (Ministry of Works, Transport and Communication)、通信及び通信関連事業者（主要民間企業など）

ケニア：MoTIHUDPW (Ministry of Transport Infrastructure Housing and Urban Development, Planning and Works)、MCCG (Mombasa City County Government)、KeNHA (Kenya National Highways Authority)、KURA (Kenya Urban Roads Authority)、通信及び通信関連事業者（主要民間企業など）

ガーナ：MHR(Ministry of Roads and Highways)、DUR(Department of Urban Road)、GHA(Ghana Highway Authority)、地方政府、通信及び通信関連事業者（主要民間企業など）

#### (5) 我が国の協力の可能性（ITS整備方針及びメニュー）についての検討

(3)～(4)の結果を踏まえ、対象国政府の開発戦略との整合性、既往のITS整備計画・実績に対する協力との関連性・相乗効果、案件を実施した場合の関係機関による予算の負担能力、案件実施による裨益効果、案件実施後の維持管理体制等を踏まえ、対象地域として目指すべきITS整備方針を検討、提案する。具体的には、以下の業務を想定する。なお、必要に応じて資金協力、技術協力いずれの可能性も想定する。

- ・課題に対して導入しうるITS技術（制御方式、サービスレベル、導入エリアの案）が複数ある場合、それらを比較し最も効果的・効率的な選択肢を提示することにより、対象国にとって最適と判断されるITS整備メニューを抽出し、これらに対し短期・中期・長期毎にフェーズ分けを行う。フェーズ分けにあたっては、課題解決の緊急性、国内外の技術動向（5G、V2X、AI、各種技術標準化の動向等を含む）、関連施策の方針等も十分考慮の上行うこととする。
- ・それらITS整備メニューについて導入のプロコン分析を行い、その必要性を含む導入効果を整理する。その際、交通渋滞の解消等、交通円滑化効果の定量化が可能であれば、提案する。また各メニューに対する維持管理（ランニングコスト、機材更新頻度等）についても整理・比較する。
- ・上位メニューについて、概算事業費を試算する。なお、試算にあたっては、機材更新費用を含む運用・維持管理費等について可能な範囲で考慮すること。
- ・それぞれのメニューの裨益効果について検討する。

- ・メニュー毎の優先順位（案）を検討する。
- ・ケニアについてはITSのメニュー検討に加え、必要な交差点改良箇所の特定期間ならびに改良の方針を提示する。

#### （6）将来の技術進歩を踏まえた維持管理費低減の可能性

（5）のITSメニューで検討されたシステムのうち、JICAとの協議により選定されたものについて、将来の5G等の新技術導入を含む機材の更新によるメリットと課題について整理を行う。また現システムが新システムに更新される際の留意事項については技術的、経費的視点から整理する。

#### （7）案件化におけるリスクの整理

（5）を検討する上で、ITS整備に係るODA案件を実施した場合のリスク（技術進歩による陳腐化リスク、システム互換性の問題等を含む）及びそれらのリスク管理の方策を整理する。その際、対象地域共通の一般的なリスクと、ITSメニュー毎の各都市固有のリスクの双方を整理する。

#### （8）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・JICAとの協議

本調査の成果を踏まえたドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICAとの協議を行う。

#### （9）ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポート（ITS整備計画、優先整備区域、我が国の協力の可能性等）を対象国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。なおドラフト・ファイナル・レポートの説明に当たっては、関係者を集めたステークホルダーミーティングを開催する。

#### （10）本邦企業へのヒアリングの実施

本邦企業（メーカー、商社を含む）へのヒアリングを実施し、本邦技術の優位性について整理する。ヒアリング先は、10社程度を想定する。

#### （11）ファイナル・レポートの作成

（10）を踏まえて、ファイナル・レポートを作成し、最終版をJICAに提出する。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

### （1）調査報告書

#### 1) インセプション・レポート（簡易製本）

記載事項：業務の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等。

提出時期：調査開始後3週間以内

部 数：英文10部（先方提出6部）、電子データ

- 2) ドラフト・ファイナル・レポート（簡易製本）  
記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）  
提出時期：第一回現地調査後3週間以内  
部 数：英文10部（先方提出6部）、電子データ
- 3) ファイナル・レポート（製本）  
記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）をまとめる。また、要約については電子データ（Power Point）も作成する。  
提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントを反映の上、第二回現地調査後3週間以内  
部 数：英文13部（先方提出9部）、電子データ（要約はPP）
- 4) 最終報告書（要約）  
記載事項：調査結果の要約  
提出時期：ファイナル・レポート提出時  
部 数：和文4部、電子データ

## （2）その他の報告書類

- 1) 現地調査報告書  
第一回及び第二回現地調査における関係機関との協議、収集した情報等を踏まえ、調査結果を簡潔にまとめる。  
記載事項（例）：
  - ① 調査概要、実施手順
  - ② 対象地域概況（面積、人口、社会経済状況等の基本情報）
  - ③ 調査結果提出時期：現地調査後 1 週間以内  
部 数：和文 1 部、電子データ
- 2) 議事録等  
JICA調査団員の同席しない関係機関との会議、各報告書説明・協議については議事録を作成し、会議後速やかにJICAに提出する。
- 3) デジタル画像  
本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象地域の現状が明確に把握できるもの、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等が実施した案件等）等を収めるとともに、簡単なキャプションをつける。またGPS情報を可能な限り付加すること。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定している。  
提出時期：ファイナル・レポートの提出時  
部 数：CD-R 1枚（デジタル画像50枚程度/jpegファイル形式）
- 4) 業務実施報告書  
ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、提案された計画の具体化の見込み・留意点、本邦企業関心等について、記録として残しておくための業務実施報告書を作成し、業務実施契約履行期限内にJICAに提出する。  
記載事項：



- ① ファイナル・レポートの概要
- ② 調査内容
  - ・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 業務実施上の課題・工夫・教訓
- ④ 今後の案件形成に向けた課題・留意事項・スケジュール・提言（本邦企業の関心聴取結果を含む）

提出時期：業務終了時

部 数：和文4部（簡易製本）、電子データ

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

#### （1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1）類似業務の経験

注）類似業務：ITS 計画／政策、及び都市交通計画一般に係る業務

- 2）業務実施上のバックアップ体制等
- 3）その他参考となる情報

#### （2）業務の実施方針等

##### 1）業務実施の基本方針

##### 2）業務実施の方法

1）及び2）を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3）作業計画
- 4）要員計画
- 5）業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6）現地業務に必要な資機材
- 7）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8）その他

#### （3）業務従事予定者の経験、能力

##### 1）業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

##### 2）評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／都市交通計画
- ITS 計画・技術

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通政策ないし ITS 計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：本業務対象国及び全途上国での業務経験
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：ITS 計画・技術】

- a) 類似業務経験の分野：ITS 計画・分析及び道路交通政策に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：本業務対象国及び全世界各国での業務経験
- c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2019年11月より業務を開始し、2020年5月の終了を目途とする。調査工程、各調査報告書作成時期の目途は次図のとおり。

	2019年		2020年					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内作業①	<input type="checkbox"/>							
インセプション・レポート提出	△							
現地調査①								
国内作業②					<input type="checkbox"/>			
ドラフト・ファイナル・レポート提出					△			
現地調査②								
国内作業③							<input type="checkbox"/>	
ファイナル・レポート提出							△	

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約13人月（M/M）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市交通計画（2号）
- ② ITS計画・技術（3号）
- ③ 情報通信

### (3) 現地再委託

本調査においては現地再委託等の活用は想定していないが、交通量調査等のために調査補助員を活用して実施することは可とし、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

## 3. プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライ

ン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 消費税及び地方消費税（税率：10%）を含めて見積もってください。
- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示しますが、これら以外の経路の提案を妨げるものではありません。
  - 東京⇒ドバイ⇒アクラ（エミレーツ航空）
  - 東京⇒ドーハ⇒ナイロビ（カタール航空）
  - 東京⇒ドバイ⇒ナイロビ（エミレーツ航空）
  - 東京⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム（エミレーツ航空）
  - 東京⇒ドーハ⇒ダルエスサラーム（カタール航空）

## 6. 配布資料／閲覧資料等

### (1) 公開資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報がJICA図書館にて閲覧可能。

- ・タンザニア連合共和国 ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクトファイナルレポート 和文要約

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037493.html>)

／The project for revision of Dar Es Salaam urban transport master plan in united Republic of Tanzania final report : summary

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037494.html>)

- ・ドドマ道路セクターに係る情報収集・確認調査最終報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041064.html>)

- ・モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクトファイナルレポート 和文要約

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035645.html>)

### (2) 貸与資料

- ・Mombasa Island Intelligent Transport System and Mombasa CBD Non-Motorized Transport Survey (2019年8月 Final Report)

※貸与資料はアフリカ部アフリカ第二課より貸与します。資料の受け取り方法についてご案内しますので、[6rta2@jica.go.jp](mailto:6rta2@jica.go.jp) までご連絡ください。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>
<b>(1) 業務主任者の経験・能力の評価</b>	<b>(34)</b>
	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／都市交通計画	<b>(34)</b>
ア) 類似業務の経験	13
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3
ウ) 語学力	6
エ) 業務主任者等としての経験	7
オ) その他学位、資格等	5
② 業務管理体制、プレゼンテーション	—
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—
イ) 業務管理体制	—
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： ITS 計画・技術</b>	<b>(16)</b>
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

1 業務名称	ITS（高度交通システム）に係る情報収集・確認調査
2 対象国名	アフリカ地域（ガーナ、ケニア、タンザニア）
3 履行期間	2019年11月〇日から 2020年6月〇日まで
4 契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : アフリカ部アフリカ第二課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)(2019年4月)」を挿入する。
- (2) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

(部分払)

第5条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 第1回部分払：インセプション・レポートの提出  
(中間成果品：インセプション・レポート)
- (2) 第2回部分払：第二回現地調査報告書の作成  
(中間成果品：第二回現地調査報告書)
- (3) 第3回部分払：ファイナル・レポートの作成  
(最終成果品：ファイナル・レポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-